

## 福島県建設業管理システム維持管理サーバ賃貸借 仕様書

### 第1 賃貸借の目的

福島県建設業管理システムは、農林水産部及び土木部の執行システムや、電子閲覧システム・電子入札システム、外部の財団法人等と連携して、起工から入札情報登録・入札執行・入札結果登録、契約・検査まで、全体として入札関連サービスを提供している。

本調達においては、現行システムのサーバ等機器が耐用年限を迎えており、セキュリティや故障に対応できないことから、福島県建設業管理システムの安定稼働のため、サーバ等機器を最新版に更新する。ただし、維持管理サーバ OS は現行システムと同じ OS とする。サーバには別途調達するミドルウェアを搭載し、運用する予定である。搭載するミドルウェアについては、「別紙1 福島県建設業管理システム維持管理サーバに係るミドルウェアについて」のとおりである。なお、福島県建設業管理システムの電子入札連携機能移設業務等は、別途発注する。

### 第2 賃貸借の概要

#### 1 賃貸借期間等

令和7年1月1日から令和9年9月30日まで。

本件賃貸借契約は、「福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成18年7月11日福島県条例第70号）に基づく長期継続契約とする。

#### 2 賃貸借物品一覧

「第3 賃貸借機器等仕様」に示すサーバ等

#### 3 機器等の設置場所

別途指示する福島県庁西庁舎（福島県福島市杉妻町2番16号）

#### 4 機器等の設置

令和6年9月20日までに、機器等を別途指示する福島県庁西庁舎（福島県福島市）に搬入し、セットアップ及び動作確認等を行なうこと。その後、別途調達となる別紙1に示すミドルウェアの設定作業を実施する予定だが、その際に必要となる設定情報等は開示すること。（※別紙1に示すミドルウェアは、本調達には含まれない。）最終的な引渡は令和6年12月20日とする。

#### 5 機器等の保守期間

令和7年1月1日から令和9年9月30日まで。

#### 6 機器等の撤去

賃貸借期間満了後の機器の撤去は、賃貸人において行なうこと。

### 第3 賃貸借機器等仕様

#### 1 維持管理サーバ関係

##### (1) 本体

- ・数量 1
- ・筐体 タワータイプ
- ・OS Windows Server 2019 Standard

- ・ CPU Pentium Gold G6405 プロセッサ 以上 2 コア 4 スレッドであること。
- ・ メモリ 16GB
- ・ SSD 2.5 型 SATA RI SSD 480GB 以上 RAID 1 ホットプラグ対応以上
- ・ SAS アレイコントローラーカード データ転送速度 12Gbps 以上
- ・ 光メディア 内蔵 DVD-ROM
- ・ LAN 1000BASE-T×2 以上
- ・ ディスプレイ (17 インチ液晶型) ×1
- ・ マウス (USB、光学式) ×1
- ・ OADG キーボード (109 キー/USB) ×1

## (2) 周辺機器

### ア UPS

- ・ 数量 1
- ・ 動作方式 常時商用方式(ラインインタラクティブ方式)
- ・ 定格容量 1500VA/980W 以上
- ・ 出力コンセント NEMA 5-15R×8 個以上
- ・ 電源遮断時から最低 5 分間以上の稼働を保持し、それ以後も遮断状態が継続する場合は、サーバ上で稼働する全てのアプリケーションを終了し、システムを自動的にシャットダウンさせることが可能なものであること。

### イ NAS

- ・ 数量 1
- ・ 実効容量 2TB 以上、RAID 1 とすること。
- ・ 1000BASE-T を 2 ポート以上有していること。
- ・ 内蔵インターフェース データ転送速度 6Gbps 以上
- ・ PC (LAN 経由) にて、状態の監視や管理が可能であること。
- ・ ディスク故障等のイベント発生時には、登録したメールアドレスにイベント情報を通知する機能を有すること。
- ・ Windows Storage Server 2022 に対応していること。
- ・ UPS と連動して、電源遮断時に自動的にシャットダウンできること。
- ・ OS は Windows Storage Server 2022 とすること。

### ウ スイッチングハブ

- ・ 数量 1
- ・ 10/100/1000BASE-T 自動認識インターフェースを 8 ポート以上有していること。
- ・ スイッチ容量 16Gbps 以上
- ・ 最大パケット転送能力 11Mpps 以上
- ・ MAC アドレス登録数 4,000 以上
- ・ エコモード等省エネ対応機能があるか又は省エネ法をクリアしていること。

## (3) ソフトウェア

### ア UPS 管理ソフト

- ・ PowerChute Business Edition Basic ×1

## 2 搬入・設置場所及びラック関係

(1) 搬入・設置場所は、以下のとおりとする。

- ・「1 維持管理サーバ関係」に示す維持管理サーバ及び周辺機器は、福島県庁西庁舎に搬入設置すること。搬入設置にあたっては、福島県と打ち合わせを行なうこと。

(2) 「1 維持管理サーバ関係」に示す機器等

既設ラック（19インチ、24Uラック：富士通（株）PG-R4RC3 ラックサイズ 幅 700mm 奥行 1050mm 高さ 1267mm）に、「1 維持管理サーバ関係」に示す機器等を收容すること。サーバ等がラックマウントタイプでない場合は、固定ベルト等で固定すること。ディスプレイ、キーボード、マウスは、ラックから引き出した汎用テーブル等に設置して作業できるように、ラックに收容設置すること。

- ・汎用テーブル等 必要数
- ・ラックレールキット、固定ベルト等 必要数
- ・サーバラック用コンセント等 必要数
- ・その他ラックへの收容に必要な機材等

## 3 セットアップ

(1) 以下の経費を含むこと

- ・サーバ搬入・据付・調整作業に係る経費
- ・OS 及びアプリケーションのインストール（リモートデスクトップの設定を含む）、調整、基本動作確認経費
- ・ネットワーク機器設定・調整費、及び 1000BASE-T ケーブルの購入・配線作業に係る経費
- ・バックアップ設定経費
- ・UPS 及び UPS 管理ソフト設定経費
- ・サーバ及び NAS の障害通知設定経費
- ・サーバに、別途県が用意するウィルスチェックソフトをインストールする経費
- ・サーバに、別途県が用意する WSUS サーバ及び NTP サーバとの通信を設定する経費
- ・機器構成リスト、ネットワーク構成図、配置図、サーバ及びネットワーク機器等の設定リスト等を作成する経費
- ・マニュアル・CD 等のファイリング経費
- ・その他、県が指定する報告書等を作成する経費

(2) 引渡にあたっては、作業完了報告書（任意様式）を提出し、サーバ等全機器が支障なく運用できることを入札監理課立ち会いのもと確認すること。

## 4 保守

(1) ハードウェア保守

- ・保守対象は、サーバ本体、サーバオプション、NAS、UPS 以上とする。

- ・サーバ本体、サーバオプション、UPSについては、24時間365日対応、オンサイト保守（令和9年9月30日まで）とする。
- ・NASについては、9:00～12:00 及び 13:00～17:00（月～金）受付、翌営業日オンサイト保守（令和9年9月30日まで）とする。
- ・サーバ及びNASのハードディスクを交換した場合、保守交換したハードディスクはメーカーに返却せず、県に引き渡すこと。
- ・サーバは、ハードウェアの障害や障害の予兆を、メール等にて県に連絡できること。
- ・保守対象機器等については、年1回程度の定期保守を行うこと。ただしNASを除く。
- ・障害時には、2時間以内に現地(据付場所)にてエンジニアが対応可能な体制とすること。
- ・スイッチングハブについては、故障時は代替機又は保守等により対応し、運用を継続すること。

## (2) その他

- ・保守については、別紙「福島県建設業管理システム維持管理サーバ保守仕様書」に従うこと。

## 5 その他

### (1) 機種選定関係

- ・本仕様書記載の機器は、商用100V電源にて動作すること。
- ・サーバは、グリーン購入法適合品を選定するように努めること。
- ・ディスプレイ、外付けディスク装置は、グリーン購入法適合品とすること。
- ・サーバには別途調達するミドルウェアをインストールし運用する。搭載するミドルウェアについては、別紙1のとおりである。別紙1記載のミドルウェアを運用できるサーバを選択すること。
- ・賃貸借機器等は、中古品は不可とする。

### (2) ソフトウェア関係

- ・サーバOS及びソフトウェアのメディアを含むこと。
- ・サーバには、サーバ管理ソフトを添付すること。

### (3) ネットワーク関係

- ・ネットワークの概要については、「別紙2 福島県建設業管理システム連携サーバ等構成図」を参照すること。

### (4) 設定関係

- ・データベース、バックアップ、ネットワーク機器は、県が用意する設定書に従って設定すること。
- ・維持管理サーバは、フルバックアップを1世代以上取得すること。

### (5) その他

- ・賃貸借期間満了後の機器等のデータ消去は、賃貸人において行なうこと。
- ・本業務に従事する者は、本業務によって知り得た情報を、業務遂行中はもちろん業務完了後においても漏洩してはならない。